

リボ払い専用カード特約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>第5条（手数料率および手数料の計算）</p> <p><u>本カード</u>の利用については、その未決済残高に対し、<u>会員規約</u>で定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。</p>	<p>第5条（手数料率および手数料の計算）</p> <p><u>リボ専用カード</u>の利用については、その未決済残高に対し、<u>会員規約の「第2部カードによる取引と利用代金の支払」に関する規定</u>に定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>第6条（キャッシングリボ、海外キャッシュサービス等）</p> <p><u>当社が適当と認めた場合、会員は、会員規約で定めるキャッシングリボ、海外キャッシュサービス等を本カードで</u>利用できるものとします。</p>	<p>第6条（キャッシングリボ、海外キャッシュサービス等）</p> <p><u>リボ専用カードでは、会員規約のキャッシングリボ、海外キャッシュサービス等は当社が認めたものについて</u>利用できるものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>第7条（会員規約の適用）</p> <p>本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p>	<p>第7条（会員規約の適用）</p> <p>本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p>	
<p>(<u>2024年4月</u>改定)</p>	<p>(<u>2009年11月1日</u>改定)</p>	<p>(変更)</p>